

第1回

大館市・比内町・田代町・小坂町 任意合併協議会 会議録

日 時： 平成15年7月14日（月）

午後1時45分

場 所： 大館広域交流センター第1研修室

出席者（敬称略）

会長 小 畑 元

副会長 大 澤 清 治 吉 田 光 明 川 口 博

委員 伊 藤 毅 中 村 弘 美 八木橋 雅 孝

渡 辺 久 憲 佐 藤 賢一郎 菅 原 金 雄

荒 川 邦 隆 三 浦 吉 昭 佐 藤 照 雄

池 田 昭 雄 細 越 満 小笠原 稔

幹事長 佐 藤 忠 信

副幹事長 吉 田 吉 昭 田 村 正 己 小笠原 隆 一

幹事 長 岐 利 堅 本 間 勲 工 藤 堅 成

木 村 政 義 佐 藤 昭 男

事務局長 斎 藤 誠

事務次長 阿 部 賢 悦 小 林 浩

事務局員 本 多 恒 博 佐 藤 税 成 田 昌 章

竹 村 邦 人 鳥 潟 幸 男 工 藤 学

欠席者（敬称略）

なし

会議事項

- 協議案第1号 大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会規約案
- 協議案第2号 役員の選出について
- 協議案第3号 大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会会議運営規程案（会議録署名委員指名）
- 協議案第4号 平成15年度大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会事業計画案
- 協議案第5号 平成15年度大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会予算案
- 協議案第6号 大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会開催日程案
- 報告 第1号 規程及び要綱の制定について

会議経過

午後1時45分 開 会

○佐藤忠信準備会会長 本日は皆様ご出席いただきまして、誠にありがとうございました。大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会設置準備会会長を仰せつかっておりました大館市助役、佐藤と申します。

ただいまから第1回大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会を開会いたします。

○司会 本日の司会を務めさせていただきます比内町企画商工課長の本間でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、お手元の会議次第に従いまして会議を進めさせていただきます。初めに、1市3町の市長さん及び町長さんからごあいさつをちょうだいしたいと存じます。

最初に、呼びかけ人でございます大館市長、小畑元様よりお願いをいたします。

○小畑 元大館市長 大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会の発足に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

昨年12月末に行われました北鹿2市3町による任意合併協議会開設への参加呼びかけから6カ月余り、本日ここに比内町・田代町・小坂町の3町の町長さん、そして本市を加えた1市3町の議会議長さん、議員各位のご出席を賜りながら石井北秋田地方振興局長さんからの合併重点支援地域指定書の交付を受けて、こうして任意合併協議会の設置の運びとなりましたことは誠に感慨深いものがあり、喜ばしい限りであります。本日出席の皆様初め、県、1市3町の議会、そして地域の関係各位のご支援、ご尽力に対しまして心から御礼申し上げたいと存じます。

本日の任意合併協議会の設立によりまして、いよいよ1市3町の合併にかかわる具体的な協議が始まるわけでございますが、地域住民の方々の期待の大きさを重く受けとめているところであります。国が推進する合併特例法の期限は平成17年3月であります。多くの議論がありますが、国、地方公共団体ともに厳しい財政事情にある中で、地方行政は多様化、高度化する行政需要に的確に対応していくために行財政基盤を強固なものにしていく必要に迫られております。このようなことから、市町村としては合併問題は避けて通れない最重要行政課題であり、地域の将来を見定めながら、特例法で示されている優遇措置を含めて真剣に地域のあり方について検討する必要があるというのが地方行政を担っておられる本日出席の皆様の共通の認識ではないかと存じます。

大館市・比内町・田代町・小坂町それぞれ歴史ある1市3町が、国全体が人口減少という中で一定の規模を確保しながら歴史の継続性や地域のコミュニティーを大切に守って将来もきちんと機能していけるようにしていくためにも皆様とともに真剣に合併について検討してまいりたいと考えております。そのような意味からも、1市3町による任意合併協議会の発足は非常に大きな意味があると思っており、建設的な議論を重ねながら地域の将来を担う子供たちに自信を持って引き継いでいけるまちづくりを目指したいと存じますので、委員の皆様にはよろしくご協議を賜りますようお願いを申し上げまして、ごあいさつといたします。本日は誠にありがとうございました。

○司会 どうもありがとうございました。

続きまして、比内町長、大澤清治様お願いいたします。

○大澤清治比内町長 本日合併の任意協議会がそれぞれ関係各位のもとに発足されまして本当におめでとうございます。

比内町といたしましては、この合併協議会に参加する大きな理由は、何といたしまして一般町民を含めて合併するための賛成、反対あるいはよしとする、悪いとするを含めまして、その問題点についてはよくわからないと。したがって、この後年末までにかけて最終的な法定協議会に入る前にアンケート、またはそれに近い方法で住民の意思確認を聞きたいということでもあります。ついては、町当局がこの任意協議会に入ってもっともっと詳しい積極的な情報を得て、それを町民の皆さんに開示をし、その上でアンケートなり、あるいは投票に近い、そういう調査をすべきだろうということでもありますので、そういうことを踏まえて任意協議会に加入した次第であります。

もちろん全国的にも、あるいは世界的にも町村合併については、特に日本の場合は、平均すると面積は116平方キロ、人口は3万8,000人だそうではありますが、諸外国で大きいところは、例えばスウェーデンですと平均が1,552平方キロ、人口が3万3,000人あるいはまたイギリスは面積は504平方キロで人口は1万1,900人と、また小さいところではイタリアのように38平方キロで人口が7,100人とか、いろいろ地方自治あるいは地方分権それぞれの国あるいは規模、面積多種多様になると思います。特に私ども1市2町あるいは2市3町で合併する場合はどうするかということでもありますけれども、ご承知のとおり石原信雄前自治省の事務次官の方は、やはり合併するのであれば平均人口は10万人最低でも欲しいと、こういうことでもあります。そう考えますと、今1市2町ですと8万5,000人、これは平成13年の10月1日現在ですけれども、8万5,000人、2市3町であって13万1,000人と、こういうような人口ですし、1市2町ですと、これ912平方キロ、2市3町ですと1,797平方キロと、そういうふうな状況にもありますので、いろいろこの後任意協議会の中でそういったものを皆さんからいろいろお聞きいたしまして、本当にこの1市2町あるいは1市3町、そして2市3町で、理想とは言わないけれども、今よりも一歩でも前進したよい市ができるかどうか、そういうことを含めて私どもよく勉強したいというふうに思います。そういう事情もございますので、あらかじめ本日の任意協議会発足に当たりまして私どもの立場を表明してあいさつに代えます。ありがとうございました。

○司会 どうもありがとうございました。

続きまして、田代町長、吉田光明様お願い申し上げます。

○吉田光明田代町長 田代の吉田でございます。

ただいまは、合併重点地域ということで指定を受けることができまして、それからまたこれから任意協議会を発足することができるということで大変私は喜んで一人であります。もちろん田代町もそうですけれども、大館市、比内町、小坂町さんにとってもこれまでの経緯、いろんなものがあつたかというふうに思います。そういった苦勞の積み重ねを経まして、今日ここに任意協議会が発足できるということ大変うれしく思っているところでございます。それぞれの自治体によって事情は違うと思っておりますけれども、私どもは対応に向けまして、この任意協議会を12月の法定協議会に結びつけていくべく努力をしまいたいというふうに考えているところでございます。

今、大澤町長さんからお話がありましたように、目指す自治体としては、やはり10万

人を超すまちづくりが必要であろうというふうに私どもも常々考えているところでございまして、現段階では10万人を超えることができないという判断でありますけれども、ただそういう10万人を超える自治体をつくるべくそれぞれの首長さん、そして議会の代表の方々と協力をしながら実現に向けて、これから他の自治体に呼びかけをしていく必要があるのではないかなというふうに思っております。ただ、今回のこの任意協の立ち上げに当たりましては、大館市長さんには大分ご難儀をおかけいたしました。心から感謝を申し上げたいというふうに思います。この後も私どものリーダーとなりまして、大きな自治体をつくるために一汗も二汗もかいていただきますようお願いを申し上げたいと思いますし、これに対しましては私ども十分な協力をしてまいりたいというふうに考えておりますので、ひとつよろしくをお願いを申し上げたいと思います。私どもと一緒にこれからの目指す自治体の姿を重点に置きながら頑張ったいという事を申し上げまして、ごあいさつに代えさせていただきます。本当にありがとうございます。

○司会 続きまして、小坂町長、川口博様お願い申し上げます。

○川口 博小坂町長 ただいまは秋田県知事から合併の重点地域の指定書をちょうだいすることができました。振興局長の石井さんを初め、県の幹部の方々に感謝申し上げます。

実は、昨年12月の26日、任意協の参加を小畑市長さんの方からちょうだいをし、その返事が6月までずれ込みました。6月の19日にぜひ参加させていただきたい旨の返事をさせていただきました。なお、隣の鹿角市の方からも2月に任意協の申し入れをちょうだいしておりましたので、同日6月の19日、参加をする旨の返事をさせていただきました。大変失礼だとは思ったのですが、二つの任意協に最終的には参加をさせていただいたわけでありまして、県の例示に従って1市1町、鹿角、小坂であります。ただ、もう一つ昨年来私ども地区をくまなく回り、いろんな業界の方々と地域の方々と話を聞かされ、やはり県の例示はもちろん一つの基本だとは思いますが、スケールメリットを考えた場合、もうちょっと大きい枠組みで考えていただきたいと、そういう声も大変強うございました。ですから、先ほど申し上げたとおり大変失礼だとは思いましたが、二つの任意協に加入をさせていただいて、できるだけ正確な判断材料をちょうだいをし、そして将来への戦略プランをできるだけ正確なプランを立ててまいりたいと、そう考えております。先ほど来お話がありますとおり、地方公共団体を取り巻く情勢は大変厳しいものになっています。未曾有の財政問題、もちろん大変急激な少子高齢化、そして北東北3県の知事さんが話をしながら道州制を視野に入れたような、そういう展開も予測されております。まず、今日は新しいスタートでありますので、1市3町いろいろ忌憚のない議論を深めながら、そして誤りのない方向づけをいたしてまいりたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます、あいさつに代えさせていただきます。

○司会 どうもありがとうございました。

それでは、ここで本日ご出席の委員の皆様をご紹介申し上げたいと思います。

○工藤堅成田代町総務課長 田代町総務課長の工藤でございます。私から委員の皆様をご紹介申し上げます。

首長さんの方々には、ただいまごあいさつをいただいておりますので、ご紹介を省かせていただきます。初めに、大館市の方々をご紹介したいと存じます。最初に、大館市議会議長、伊藤毅様でございます。

次に、大館市議会議員、中村弘美様でございます。
同じく大館市議会議員、八木橋雅孝様でございます。
続きまして、比内町の方々をご紹介申し上げます。
比内町議会議員、渡辺久憲様でございます。
比内町議会議員、佐藤賢一郎様でございます。
同じく比内町議会議員、菅原金雄様でございます。
続きまして、田代町の方々をご紹介申し上げます。
田代町議会議員、荒川邦隆様でございます。
田代町議会議員、三浦義昭様でございます。
同じく田代町議会議員、佐藤照雄様でございます。
続きまして、小坂町の方々をご紹介申し上げます。
小坂町議会議員、池田昭雄様でございます。
小坂町議会議員、細越満様でございます。
同じく小坂町議会議員、小笠原稔様でございます。

以上、紹介を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

- 司会 それでは、次に会長が選出されますが、議事進行のために仮議長の選出を行いたいと思います。準備会の方では、1市3町の議長様方で最年長者でございます小坂町議会議員の池田昭雄様をお願いしたいと考えておりますが、いかがでございましょうか。

「異議なし」の声

- 司会 ありがとうございます。池田様、よろしゅうございますか。
- 池田昭雄仮議長 了承いたしました。
- 司会 それでは、池田様は議長席にお移りいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。
- 池田昭雄仮議長 ただいま仮議長に選任されました小坂町議会の池田でございます。会長が決まるまでの間、議長を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。
- それでは、次第に従いまして協議を進めてまいりたいと存じます。よろしくお願いたします。
- 協議案第1号 大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会規約案を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。
- 事務局 それでは、事務局の方からご説明させていただきます。座ったままで失礼させていただきます。よろしくお願い申し上げます。
- 資料の1ページをごらんいただきたいと存じます。会議次第と書いてある次のページでございますが、1ページをごらんいただきたいと存じます。
- 協議案第1号 大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会規約案でございます。
- 第1条は、設置について規定してございます。大館市、比内町、田代町及び小坂町は、市町村の合併の特例に関する法律第2条第1項に規定する市町村の合併に関する基本的事項の協議及び調整を行うため、任意合併協議会を設置すると規定してございます。

第2条は、名称についてでございます。任意合併協議会は、大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会と称すると規定してございます。

第3条は、協議事項について規定してございます。大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会は、次に掲げる事項について協議及び調整を行うとしてございまして、第1号で合併に関する調査及び研究に関する事項、第2号といたしまして合併に関する基本的事項、第3号としまして、新市将来構想及び財政計画の策定に関する事項、第4号としまして、前3号に掲げるもののほか、合併に関し必要な事項と規定してございます。なお、協議会の事業計画案につきましては、協議案第4号で協議をお願いしたいと存じます。

第4条は、事務所について規定したものでございます。任意協議会の事務所は、大館市役所に置くと規定してございます。

第5条は、組織についてでございます。任意協議会は、次の役員をもって組織するとして、第1号で1市3町の長、第2号では1市3町の議会の議長及び1市3町の議会がそれぞれ推薦する議員各2名としてございます。合計で16名となっております。第2号は、委員は非常勤とするという規程でございます。

第6条は、役員について規定したものでございます。任意協議会に次の役員を置くとして、会長1人、副会長3人、監事4人と規定してございます。第2項では、会長及び副会長は1市3町の長の協議による1市3町の長の中からこれを選任すると規定してございます。第3項は、監事は委員の互選によりこれを選任すると規定してございます。第4項では、会長、副会長及び監事は非常勤とする規程でございます。

第7条は、役員の職務について規定したものでございます。会長は、任意協議会を代表し、会務を総理すると規定してございます。

次のページ、2ページをごらんいただきたいと存じます。第2項で、副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは欠けたときは、あらかじめ副会長のうちから会長が指名する者がこの職務を代理すると規定してございます。第3項は、監事は、会計を監査し、その結果を会長に報告すると規定してございます。

第8条は、会議について規定するものでございます。任意協議会の会議は、会長が招集する。第2項で、会長は委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があったときは、これを招集しなければならないと規定したものでございます。第3項は、会議の開催日時及び開催場所は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならないと規定したものでございます。

第9条は、会議の運営について規定してございます。会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができないとしてございます。第2項、会長は、会議の議長となる。第3項では、会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が任意協議会に諮り定めるでございます。

第10条は、関係職員等の出席について規定してございます。任意協議会は、関係職員その他必要と認める者に対し、会議への出席を求めることができると規定してございます。

第11条は、幹事会及び専門部会について規定したものでございます。任意協議会に提案する事項の協議及び調整を行うため、任意協議会に幹事会を置くことができると規定してございます。2項では、第3条各号に掲げる事項の専門的な協議及び調整を行うため、

幹事に専門部会を置くことができると規定してございます。第3項では、幹事会及び専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定めると規定したものでございます。

第12条は、事務局に関する規定でございまして、任意協議会の事務を処理するため、任意協議会に事務局を置くとして、第2項では、任意協議会の事務に従事する職員は、1市3町の長が協議により定める者をもって充てるとしてございます。第3項では、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定めると規定したところでございます。

第13条は、附属機関について規定したものでございまして、新市将来構想案に関する調査及び検討を行うため、任意協議会の附属機関として大館市・比内町・田代町・小坂町新市将来構想検討委員会を置くとして規定してございます。第2項では、検討委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定めると規定したものでございます。

第14条は、経費について規定してございます。任意協議会の運営に要する経費は、1市3町の負担金及びその他の収入をもって充てるとしてございまして、第2項では、任意協議会の運営に要する経費で1市3町が負担すべき経費は、その総額の2分の1を均等割とし、残額を平成12年国勢調査の人口による人口割として算出するものとするとして規定してございます。3ページをごらんいただきたいと存じます。3項ですが、任意協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度とするとして規定したものでございます。

第15条は、財務に関する事項、規定でございまして、任意協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとしてございます。

第16条は、報酬及び費用弁償についてでございます。任意協議会の委員及び監事並びに検討委員会の委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。ただし、第5条第1項第1号に掲げる委員、これは3市町の長でございますが、3市長の長は報酬を受けることができないと規定してございます。第2項は、前項の報酬及び費用弁償の額、支給方法等は会長が別に定めると規定してございます。

第17条は、任意協議会が解散した場合の措置について規定したものでございます。任意協議会が解散した場合においては、任意協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。この場合において、地方自治法第252条の2第1項及び法第3条第1項の規定に基づく合併協議会が設置されるときは、会議に諮り、任意協議会の残余財産を法定協議会に帰属させることができると規定したものでございます。

第18条の委任につきましては、この規約に定めるもののほか、任意協議会に関し必要な事項は、会長が別に定めると規定してございます。

附則でございまして、施行期日としまして、この規約は平成15年7月14日から施行する、本日から施行するという規定をしてございます。第2項は、この規約の失効でございまして、この規約は法定協議会を設置した日にその効力を失うと規定してございます。

以上でございます。よろしくご協議を賜りますようお願い申し上げます。

○池田昭雄仮議長 ただいまの説明についてご質問あるいはご意見等がございましたら発言をお願いいたします。

○菅原金雄委員 大館市さんは改選が終わったばかりなのですが、私たちの方の町は来春改選期なのです。その改選の、例えば我々の任期の中で改選があった場合、こういうようなものがないと思うのですが、この場合は自然消滅というか、事前に辞退をし

て、新しくやられた方がなればこれでいいわけですが、そこら辺のところを何か書いている所があるのかと思ひましてお伺いします。

○池田昭雄仮議長 事務局。

○事務局 首長さんの任期、それから議員さんの任期につきましては、法で定まっているものがございまして、新設の合併、それから編入合併、それぞれの場合によって異なることになりますけれども……

「来年のことを言っていますよ」の声

○菅原金雄委員 大館市の場合はこの会が終わるまで任期があると思うのですが、私ども町は来年の3月で我々の任期がなくなります、改選期なものですから。

○事務局 大変失礼いたしました。協議案の第6号で、16ページでございますが、ここに任意協の開催日程案を掲げてございます。それで、17ページですが、ここにスケジュール案というものを掲げてございますが、これを後ほどご協議をいただきたいと存じますので、その辺ご理解いただきたいと存じます。どうも大変失礼いたしました。

○池田昭雄仮議長 ほかにございせんか。

「なし」の声

○池田昭雄仮議長 ご意見がありましたけれども、そのご意見を踏まえた形で、協議案第1号 任意合併協議会規約案につきましては、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

「異議なし」の声

○池田昭雄仮議長 ありがとうございます。それでは、協議案第1号を原案のとおり承認することに決定いたしたいと存じます。

次に、協議案第2号 役員の選出についてを議題といたします。

最初に、会長、副会長の選任についてであります。ただいま承認されました任意合併協議会規約の第6条第2項の規定により、会長及び副会長は1市3町の長の協議により、1市3町の長の中からこれを選任することになりました。1市3町の首長さんは別室にて協議お願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

(休 憩)

○池田昭雄仮議長 再開いたします。

協議が終わったようですので、結果を報告願います。

○木村政義小坂町総合調整部長 小坂町総合調整部長の木村でございます。協議の結果をご報告申し上げます。

1市3町の首長の方々の協議によりまして、会長は大館市長、小畑元様。副会長は比内町長、大澤清治様、田代町長、吉田光明様、小坂町長、川口博様と決定してございます。また、協議会規約第7条第2項に規定する会長の職務代理者には比内町長、大澤清治様が指名されました。

以上でございます。

- 池田昭雄仮議長 それでは、会長、副会長及び会長職務代理者については、ただいまのご報告のとおり決定いたしたいと存じます。協議会規約第9条第2項の規定により、会議の議長は会長が務めることになっておりますので、ここで議長を交代いたしたいと存じます。

委員各位のご協力大変ありがとうございました。

- 司会 池田議長様、大変ありがとうございました。

それでは、小畑会長には会長席の方へお移り願いたいと思います。

それでは、ここで小畑会長からごあいさつをちょうだいいたしたいと存じます。お願いいたします。

- 小畑 元議長 ただいま大館市・比内町・田代町・小坂町の1市3町による任意合併協議会の会長を仰せつかりまして、誠に身の引き締まる思いであります。協議会においては、新市将来構想や財政シミュレーション、事務事業の洗い出しなど法定協議会への移行に向けて、その基礎となる協議や業務を行うこととなりますが、本協議会での取り組みにつきましても、協議会だよりやインターネットによりホームページで広く情報を公開してまいりたいと思います。また、先ほどの北秋田地域振興局長さんのごあいさつにもありましたように、県としましても本協議会のためにわざわざ振興局に職員を配置してくださるなど全面的な協力体制をしいてくださるとのことであり、本協議会を運営していく上で非常に心強く思っている次第であります。

委員の皆様には大変ご苦勞をおかけいたしますが、実り多い協議会とするため、よろしくご協力を賜りますようお願い申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。

- 司会 どうもありがとうございました。

ここで会長から委員の皆様へ委嘱状を交付したいと存じます。委嘱状は大館市、田代町、比内町、小坂町の順で交付いたしますので、よろしく願いをいたします。

(委嘱状交付)

- 司会 ありがとうございました。

それでは、次に監事の選任についてご協議をお願いしたいと存じます。

会長に議長をお願いいたします。よろしくどうぞお願いいたします。

- 小畑 元議長 それでは、監事の選任を議題といたします。

協議案について事務局から説明願います。

- 事務局 ご説明申し上げます。

監事につきましては、先ほどご承認いただきました大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会規約第6条第1項第3号の規程によりまして、4人から成ってございます。また、選任につきましては同条第3項において、監事は委員の互選によりこれを選任すると規定してございます。どうぞよろしくご協議をお願い申し上げます。

- 小畑 元議長 それでは、監事の選出につきまして皆様のご意見をいただきたいと存じます。ご意見ございませんか。

「なし」の声

- 小畑 元議長 特にないようであれば、事務局で何か案がありますか。
- 事務局 この規約案をつくった段階での準備会では規約で監事を4人と規定しておりますことから、委員の皆様特に異論がなければ1市3町の議会の議長さんをお願いしてはどうかということで協議がなされてございます。
- 小畑 元議長 準備会においては、監事は1市3町の議長さん方4人ということで規約案が協議されたようでありまして、1市3町の議長さん方をお願いするということではないでしょうか。

「異議なし」の声

- 小畑 元議長 ご異議がないようでございますので、大館市議会議長、伊藤毅様、比内町議長、渡辺久憲様、田代町議長、荒川邦隆様、小坂町議長、池田昭雄様に監事をお願いすることにいたしまして、協議案第2号 役員の選出についての協議を終了したいと存じます。

次に、協議案第3号 大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会会議運営規程案を議題といたします。

協議案について事務局から説明をお願いします。

- 事務局 ご説明申し上げたいと存じます。

資料つづりの6ページをごらんいただきたいと存じます。協議案第3号 大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会会議運営規程案でございます。

第1条は規程の趣旨でございますが、この規程は、大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会規約第9条第3項の規定に基づき、任意合併協議会の会議の運営に関し、必要な事項を定めると規定してございます。

第2条は、基本方針でございます。会議は、大館市、比内町、田代町及び小坂町の合併に対する姿勢を確立し、法定協議会の設置を目的として運営することを基本原則とすると規定してございます。第2項では、任意協議会の委員は、前項の基本原則を踏まえ、効率的かつ円滑な会議運営に協力しなければならないと規定してございます。第3項では、会議は、公開を原則とすると規定したものでございます。

第3条は、会議の開閉等についてでございますが、会議の開会及び閉会は、議長が宣告すると規定してございます。第2項では、委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする規定したものでございます。

第4条は、会議の進行について規定したものでございますが、会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見の調整がつかず、協議の進展に支障が生じた場合は、出席委員の3分の2以上の賛同をもって議事を進めるものとする規定してございます。

第5条は、会議録についてでございます。議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとするでございます。第1号では、開催の日時及び場所、第2号で出席者及び欠席者の氏名、第3号としまして会議事項、第4号としまして会議経過、第5号としまして、前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認める事項としてでございます。第2項では、会議録には委員2名が署名するものとし、当該署名する委員は、議長が会議においてこれを指名すると規定してございます。第3項では、会議録及び会議資料はこれを公開すると規定したものでございます。

第6条は、傍聴についてでございます。会議は、これを傍聴することができるということにしておりまして、第2項では会議の傍聴に関し必要な事項は、任意協議会の会長が別に定めると規定してございます。

第7条は、規律についてでございます。何人も、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならないと規定してございます。第2項では、会議場において資料、新聞、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならないと規定したものでございます。

第8条は補則でございまして、この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定めると規定したものでございます。

附則でございまして、第1項で施行期日として、この規程は、平成15年7月14日から施行するというので、本日承認をもって施行することにしてございます。第2項は、この規程の失効についてでございますが、この規程は、法定協議会が設置された日に、その効力を失うと規定したものでございます。以上でございます。よろしくご協議を賜りますようお願い申し上げます。

- 小畑 元議長 ただいま説明がありました任意合併協議会会議運営規程案について質問あるいはご意見等がございましたらこちらまでお願いいたします。ございませんか。

「異議なし」の声

- 小畑 元議長 それでは、異議がないようですので、それでは協議案第3号 大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会会議運営規程案につきましては原案のとおり承認することに決したいと存じます。

次に、ただいま承認されました任意合併協議会会議運営規程の第5条第2項の規定に基づきまして、本日の会議の会議録署名委員の指名を行いたいと存じます。会議運営規程で当該署名委員は、議長が会議においてこれを指名するとなっておりますので、本日の会議における会議録署名委員は、大館市の八木橋雅孝委員、同じく大館市の中村弘美委員をお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、協議案第4号 平成15年度任意合併協議会事業計画案を議題といたします。

協議案について、事務局から説明をさせます。

- 事務局 説明を申し上げたいと存じます。

8ページをごらんいただきたいと存じます。協議案第4号 平成15年度大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会事業計画案についてでございます。事業計画といたしまして5項目を掲げてございますが、最初は協議会の開催についてでございます。協議会の

開催につきましては、合併効果の検証、それから合併形態の確認及び協議項目を協議していただくということにさせていただきます。

二つ目としましては、幹事会及び専門部会、あわせて分科会の開催についてでございますが、合併協議会の事業といたしまして、幹事会、専門部会、分科会を開催していくということを規定してございまして、この中では協議会案件の検討調整を行うとさせていただきます。それから、事務事業の現況調査及び調整を行うとさせていただきます。

それから、三つ目としましては、新市将来構想及び財政シミュレーションの策定をするということでございます。新市の将来像と基本目標等の協議をしていくということと、新市将来構想検討委員会を開催していく、それから新市将来構想に必要な基礎資料の収集及び整理を行うということでございます。それから、四つ目としましては財政シミュレーションの策定を行うとさせていただきます。

そして、4点目といたしまして、住民への情報提供及び啓発を行っていくということにございまして、合併協議会広報紙を発行していくことになってございます。月1回程度の発行を予定してございます。それから、インターネットのホームページを開設するというにさせていただきます。

5点目として、その他としまして、事務事業の一元化調査をする。それから、例規及び電算システム等の一元化調査をするということ、以上の5点につきまして任意合併協議会で事業を展開していくということにさせていただきます。よろしくご協議を賜りますようお願い申し上げます。

○小畑 元議長 平成15年度任意合併協議会事業計画案についてご質問あるいはご意見等ございましたら発言をお願いします。ございませんか。

○佐藤照雄委員 田代の佐藤ですけれども、3番目の新市将来構想検討委員会の意義と目的について、それから委員が各市町より3人ずつになっているようですけれども、その3人の根拠について説明をお願いします。

○事務局 新市将来構想の検討委員会を設置したということの根拠についてでございますが、任意協の検討というのは、基本的にはまず委員さんの中で協議していただいて、あとは事務局でいろんなものを検討していくということではございますが、大館市、それから比内町さん、田代町さん、小坂町さんと、これから新市将来構想をもとにしながら住民の説明会をしていくのだという計画がございます。そうした中において、将来構想をできるだけ民意を取り入れたものにしていこうではないかということで将来構想の検討委員会を設置したということでございます。

人数につきまして3名ということの根拠でございますが、これにつきましては3名ずつで、全体としまして4団体ですから12名ということになりますので、総体の人数としてもこの程度でご検討いただくのがよろしいのではないかとこの考えのもとに1団体3名ということをお願いをしたという経緯でございます。

○小畑 元議長 はい、どうぞ。

○佐藤照雄委員 先般、私どもが視察したところでは、1市1町が、2町1村が……そこでは1町村当たり12名ぐらいの検討委員会、審議委員会であったわけですが、3名だと十分審議会の、検討会の中で民意が十分反映されにくいという議論の範囲になってしまうのではないかなと、そういうことがちょっと危惧されたわけですので、そういうことにつ

いてちょっとお聞きしたいわけなのですけれども、そのことについてはどうお考えでしょうか。

○事務局 確かに委員会の方々が多ければ多いほど民意を反映できるということは確かに間違いのないことをごさいますて、そういう点を、ご意見を踏まえながら、今後新市建設計画というものもごさいますので、その委員の選任に当たっているいろいろ事務局としても検討させていただきたいと思っております。

○八木橋雅孝委員 大館の八木橋といいます。若干重複することでありませけれども、このそれぞれ3名選ばれた方々に関しましては、特に異論があるわけではございませけれども、この合併後の将来構想を検討するというふうなことになるますと、やはり民意のくみ上げが非常に大事になってくると、こういうふうに思うわけです。そういった意味で、この委員の方たちが検討したものがどのように上がってきて、この任意協でかかっているのか、あるいはこれプラス通常であれば公募といった方法もあったのではないかなど、こう思いますけれども、ここの圏内、この委員の人たちが策定したものがどういう形で審議されて決まってくるのか、あるいは住民に示されていくのか、そういった点についてちょっとぜひお聞かせ願います。

○事務局 佐藤委員さんにも申し上げましたとおり、確かに委員数が多ければ民意の反映という面では大変プラスになる面が多いと思ひます。それで、この将来構想につきましては、形としましてまず素案をつくりましたものを、それを最初に委員の方々にございませいただきまして、それをまず委員の方々がどのようなご意見を持っているのかということ、それから委員の方々が自分たちで独自に持っているご意見があればそういうものをお聞かせいただくということで、素案についてできるだけ早くお渡しをして、それを見ていただく中で、それからプラス4市町の基本計画ですか、総合開発計画、そういうものもお渡しして、そういうものも全部見ていただきながら、まず現状についての分析をしていただこうと思っております、最初に。その次の段階で、今度は将来についてこちらの方で素案をつくったものをお持ちして見ていただきながら、その辺のお考えをお聞きして、それを反映させたものを一つのまとめとしてダイジェスト版をつくりまして、そのダイジェスト版を住民説明会、それから議会に示しているんな意見をまずお聞きしたいと考えているところごさいます。そういうご意見をお聞きした中のものを取り入れるべきものは取り入れて、最終的に新市将来構想というものを理解したいなど考えているところごさいますて、それをもとにして今度は法定協で策定いたします新市建設計画ですか、その足がかりにしていければと考えているところごさいます。ですから、第1段階としては、まず委員の方々にご意見を伺いながら策定したものを議会と、それから住民説明会で資料としてお渡ししながら、それでさらに民意を組み入れて、最終的にはものをまとめたいと考えておるところごさいます。

以上ごさいます。

○八木橋雅孝委員 この2番の幹事会及び専門分科会の開催という事業計画でありますけれども、幹事会と専門部会のメンバーがこの資料の中に記載されておるわけでありますけれども、いずれどちらの幹事会にしる、専門部会にしる、言ってみれば役所の間ですよね。したがって現況調査とか、2番目にある事務事業現況調査とか、及び調整というようなことであれば……、これでいいのしょうけれども、協議会案件の検討調整、こ

れについては理解がちょっと私及びませんので、協議案件の検討調整といったところは具体的に協議会での検討案件ということになるのでしょうかけれども、それに対して意見調整するのでしょうかけれども、その辺の具体的なことをお知らせいただきたいと思えます。そして、やはりこの協議会で話し合わねばならない、あるいは大事な点が話し合われるはずの協議会ですから、やっぱり役所の、言ってみれば22ページですか、この方たちが幹事会の会員だろうと思えます。24ページが専門部会の委員だろうと思えますけれども、こういったいわゆる役所の方たちの意見で検討されるというふうなことがそのまま協議会上がってきて議論するというふうなことになりますと非常に狭い、それぞれの委員の方が住民代表というふうな形での議員の方もおりますので、それなりの意見は出るでしょうけれども、もっと幅広い意見を反映させるという意味においては非常に事務的な人選だなというような感じするのですが、これらの人選についても含めてお尋ねしたいと思えます。

○事務局 お答え申し上げます。

まず、幹事会のメンバーでございますが、22ページについての幹事会のメンバーでございます。このメンバーは、広域組合の事務局長を除いたメンバーは8名ですが、これは任意協の準備会のメンバーでございます。ですから、基本的には任意協に上がってきているこういう事業規約、それから事業案すべて準備会で検討なされて、協議をなされて、その結果、よしとしたものをまずここにお持ちしているものでございますが、これと同じような形で任意協に掲げるものにつきましては、我々事務局サイドでいろいろまとめたものにつきまして、最終的には幹事会に諮りながら幹事会でご検討をいただいて、任意協の場で皆様にご協議をいただくという形でございます。確かに民意の反映がないのではないかとわれればおっしゃるとおりでございますけれども、任意協議会として、最終的には合併の成否というのは法定協議会の場で決定されるわけでございますが、その前段の準備段階で任意協でいろいろご検討いただくという資料につきましては、今のところこういうふうな内部の方で調整しながらつくってご提案申し上げて、委員の皆様にご協議をいただいきたいと考えているところでございます。

それから、専門部会といいまして、確かに専門部会……そして専門部会の下に分科会というものがございまして、専門部会が40を検討してございます。大変恐縮でございますが、4ページにお戻りいただきまして、組織図をごらんいただきたいと存じます。ここに専門部会が14、それから分科会が40と下の方になってございまして、実際専門部会、分科会という図式の中では大館市、それから比内町さん、田代町さん、小坂町さんそれぞれが自治体として持っている仕事の事務事業ですね、これが大体1,500から2,000ぐらいあると言われてございます。その事務事業の中で洗い直しをするという形になるものですから、やはり専門的な内部の人間で中身を精査していくのがよろしいのではないかとという形で2,000近い事務事業を、自分方の持っている事務事業を持ち寄って、それを洗い出しし、そして四つの市町で最終的にはすり合わせをしていくという作業になるものですから、内部の人間でやっていくということを基本にしてつくらせていただいたところでございます。

以上でございます。

○小畑 元議長 どうぞ。

○佐藤賢一郎委員 比内町の佐藤です。先ほどの中にあつた新市将来構想についてもう少し具体的にお伺いをしたいなと思います。

素案ということが先ほどお話の中にあつたけれども、この組織図を見ながらちょっと私、具体的にお伺いしたいと思うのですが、事務局の方からアンケートのたたき台となるものが出されて、そして構想検討委員会の人たちが検討していくということになるのではないかなと思うのですが、それが幹事会を通じて合併協議会の方に出されて、それは具体的には次回の会合のときにはその案が出てくるということになるのでしょうか。

○事務局 将来構想の検討委員会につきましては、現在17日に立ち上げを考えてございます。その17日に素案をお渡しして、検討していただくという形でございますが、最終的な案ですが、9月議会にまず一定程度のものを示して10月の住民説明会にある程度の将来構想のダイジェスト版をつくらせて示したいと考えているところでございますが、スケジュール上からいって、幹事会に見ていただくのを7月の30ごろに考えてございます。そういう形からいきますと、8月の任意協の場で案をごらんいただくことになるのではないかと私の方では、そういうふうな形でできるだけ進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○佐藤賢一郎委員 このことをお聞きしたのは、この予定表を見ますと、9月、8月の段階で素案を作成することになっておりますので、8月に話し合いがなされて、私たちとして、またそれを承認するというふうな形ですと、何か余りにも自分たちの責任果たしていないなという気もするのです。やはり新しい市をどういうふうな形で考えていくのかという非常に大事なことです。我々委員としてもそのことに対していろいろと周りを考え、また周りの住民に問い、こうやってほしいとの意見をどんどん出して、そうしてまとめていくという、そういう作業が非常に大事ではないかなというふうな気がします。そういう点では、8月の議会のときにこの案が出されて、我々もそのことについてそこで考えさせていただき、またその段階で組み入れるかどうかというのはちょっとまたもう少し時間が欲しいなという気もするのですが、ただ全体的な時間のこともありましたので、ちょっと何とも言えないのですけれども、ただそのところはこれからの進行する大きな枠組みが決まっていく大事なところなので、十分、できれば進めていただきたいと存じております。

○事務局 私どもとしまして、9月定例会、それから10月の住民説明会というものを一つの想定してある程度の形のものとして考えてございますが、あくまでもこの任意協議会の場でいろんなご意見をいただいて、その中で訂正箇所があつたり、もっと盛り込まなければならないことが出てきました場合は、それはそれとしてもう少し検討をさせていただくという形にはなるとお思います。ただ、現在のところ一定のスケジュールを立てて進まないはどうしようもないものですから、私どものスケジュールとしてこのような形で進めさせていただいているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○小畑 元議長 ほかにご意見、ご質問ございませんか。委員の方で何か……。

追加の説明ですか。

○佐藤忠信準備会会長 今までのことと関連しまして、準備会の会長をした者として一言。

○小畑 元議長 議論がなるべく早く終わるようにお願いします。

○佐藤忠信準備会会長 よろしいですか。

○小畑 元議長 はい。

○佐藤忠信準備会会長 事務局対任意協議会という形で進んでおりますので、何か事務局がちょっと気の毒になりまして、実は今までのメンバー、新市将来構想検討委員会のメンバーは各市町3名ずつというのは報告事項になっているのです、ご承知のように。19ページでしたか、ございます。そこで、報告事項についてご意見を出していただければとまず思いますが、ただあくまでも任意協議会で新市将来構想を策定するということは間違いありませんし、たたき台がなければ成立しないものですから、そのたたき台を新市将来構想検討委員の方々に、あるいは事務局あるいは幹事会が関連して策定していくというのがあくまでもたたき台であります。先ほど委員さんの中にもご心配の声がありましたけれども、時間を十分にとれるかどうかはこの後の問題なのですが、早急にたたき台をそろえるような形でこの任意協議会で十分検討していただくという方向で進めてまいりたいということが準備会は終わったのですが、準備した内容でございました。

以上です。

○小畑 元議長 という追加説明であります。あとほかにご意見、ご質問ございませんか。

「なし」の声

○小畑 元議長 いろいろご意見がございましたけれども、これらの意見を踏まえた上で協議案第4号 平成15年度任意合併協議会事業計画案につきまして、原案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

「異議なし」の声

○小畑 元議長 異議なしということで、それでは第4号については原案のとおり承認することに決したいと存じます。

次に、協議案第5号 平成15年度任意合併協議会予算案を議題といたします。

協議案について事務局から説明をお願いします。

○事務局 ご説明申し上げます。

9ページをごらんいただきたいと存じます。協議案第5号 平成15年度大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会予算案についてでございます。平成15年度大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2,050万円と定める。第2項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算による。

第2条では、歳出予算の流用について掲げてございます。平成15年度の予算支出に当たり、歳出予算の同一款内での各項の金額は必要に応じて流用することができると規定してございます。内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げたいと存じますので、11ページ以降の事項別明細書をごらんいただきたいと存じます。13ページをごらんいただきたいと存じます。13ページは、歳入についてでございます。1款1項1目負担金で

ございます。これにつきましては、1市3町の負担金を予算措置したものでございます。先ほど規約でご説明申し上げましたとおり、負担金につきましては2分の1を均等割として、2分の1を人口割、平成12年国調人口の人口割としてでございます。その結果、均等割につきましては大館市が193万7,375円でございます、すべて四つ同じ額になるわけでございます、193万7,375円の均等割でございます。

次に、人口割でございますが、人口割につきましては大館市が549万7,495円、それから比内町が100万2,785円、それから田代町が65万4,833円、それから小坂町が59万4,387円となつてございまして、大館市の負担金が743万4,870円、比内町が294万160円、田代町が259万2,208円、小坂町が253万1,762円となつてございまして、合計1,549万9,000円を予算措置したものでございます。

次に、2款1項1目県支出金の県補助金でございますが、これは先ごろ行われました合併の重点支援地域の指定をいただいたここに出される支援事業補助金として500万円を計上したものでございます。それから、諸収入としまして、預金利子を1,000円計上しております、歳入合計としまして2,050万円を計上したものでございます。

続いて、次のページ、14ページをお願い申し上げます。歳出についてご説明を申し上げますと存じます。総務費でございますが、1款1項1目会議費の中の報酬についてでございますが、報酬は48万円を予算措置してございます。これにつきましては、任意合併協議会の委員の報酬としまして5,000円掛ける5回の12名ということで30万円を予算措置してございます。それから、新市将来構想の検討委員につきましては5,000円の3回を予定しております。12人分で18万円でございます。合わせて48万円でございます。

次に、旅費についてでございますが、旅費は13万3,000円でございますが、これは任意協議会委員12人分と、それから検討委員会12人分の会議時の費用弁償を見込んだものでございます。

次に、11節需用費でございますが、需用費につきましては消耗品費としまして38万2,000円を計上してございますが、これは資料の作成時における用紙代、それからコピー代を計上したものでございます。それから、食糧費でございますが、食糧費につきましては任意合併協議会、それから新市将来構想検討委員会時の茶菓子代を計上したものでございます。合わせて43万9,000円でございます。

それから、12節役務費につきましては3万8,000円でございますが、これは資料を事前配付させていただくということで、資料の郵便料を計上したものでございます。

それから、13節の委託料でございますが、これは協議会の会議録を公開していくために会議録作成の委託費を計上したものでございます。会議録を録音したものを文書に起こしてもらつた委託料としまして5回分を19万8,000円計上したものでございます。

次に、事務局費でございますが、共済費につきましては臨時職員の保険料といたしまして7,000円を計上してございます。それから、7節は臨時職員の賃金といたしまして、7ヵ月分を計上したものでございまして60万9,000円でございます。それから、旅費でございますが、旅費につきましては職員の普通旅費を計上してございます。秋田市、鷹巣町への出張等を考慮しまして普通旅費を計上したものでございます。

それから、11節消耗品でございますが、これにつきましては用紙代と、それからコピー代金、それから書籍の購入費、それから各種資料の配付代ということで25万7,000円を

お願いするものでございます。

次に、役務費でございますが、通信運搬費といたしまして9万8,000円、これにつきましてはホームページを開設してございますので、このホームページの回線の月額使用料、それからプロバイダーの利用料とを合わせまして9万8,000円をお願いしているものでございます。

それから、手数料につきましては、これは各種支払い等の銀行振込手数料を2万9,000円計上させていただいたものでございます。

18節備品購入費でございますが、これにつきましてはホームページ用のデジタルカメラとかスキャナー、それから会長印、事務局長印等、公印の作成、それから会議を録音するテープレコーダー代合わせまして27万8,000円をお願いしているものでございます。

次に、2款1項1目事業費のうちの事業推進費でございますが、消耗品費につきましては、これは3万8,000円、用紙代とかコピー代でございます。それから、印刷製本費でございますが、これは任意協だよりの発行を予定してございまして、これは5回予定してございます。1市3町合わせて3万3,900世帯に配布するということでございまして、4ページの単価が11円50銭を予定してございます。それが合わせて204万7,000円となるところでございます。

次のページをごらんいただきたいと存じます。13節は委託料でございます。これは、事業のコンサルへの委託料でございまして、新市将来構想の策定につきましては541万8,000円を予定してございます。それから、事務事業一元化支援としまして52万5,000円、それから例規集の策定の支援としまして42万円、それから電算統合調査としまして472万5,000円、それから財政シミュレーションの策定としまして315万円、それからホームページの作成委託としまして120万6,000円を計上いたしてございます。それから、予備費としまして6万9,000円を計上しまして、合わせて予算としましては2,050万円という形で予定してございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○小畑 元議長 ただいまご説明がありました平成15年度任意合併協議会予算案についてご質問あるいはご意見等ございましたらご発言お願いいたします。

○八木橋雅孝委員 2款1項13節の委託料ですけれども、新市将来構想策定委託料ということで541万8,000円と、これがただいまの説明ですとコンサル委託ということでありますが、その後の報告事項というふうなところにあるという助役の話でしたが、それこそ検討委員会委員がおるわけですが、どういうふうに解釈すればいいのか、言ってみれば私が思いますのは、私の意見になりますけれども、よく合併に対する反対の意見として、周辺が寂れるのではないかなと、こういうふうなことで反対するという方がおるわけですね。そういうふうなことを避けるためにという私自身の考えもありますが、言ってみればこの地元にいる人間であればこそ将来構想についての本当に絵に描いた餅ではなくて、実現可能な将来構想をつくり得るのだらうと思うのです。それがコンサル委託ということで541万という大きい数字になっているわけですが、将来構想の検討委員会の委員の報酬も上がってはおりますけれども、どういうふうに整合性があるのか、ちょっと私、理解できないのだが、どういうふうなことを想定して、例えばどこのコンサルといいですか、いわゆる中央のコンサルに委託したのでは、本当に全国どこでも同じようなものができ上がってしまうのではないかなというような懸念もありますので、そういった点

どう考えておられるのか、予算の数字そのものではないのですが、関連ありますので、尋ねておかないと、やはり我々も全権委任でこの場に臨んでいるわけではないので、議会に戻って報告する際にもきちんと把握しておかないとまずいと思ひましてひとつお尋ねした次第です。よろしくお願ひいたします。

- 事務局 新市将来構想につきましては、法定協議会で作成していくという形……大変申しわけありません、任意協議会で策定するという形で、本来でいけば法定で策定する新市建設計画、これのもとになる構想が計画としてつくられることになるわけですが、実際に、例えば各市や町でつくっております基本構想、総合開発計画、こういうものをつくっておられるわけですが、それを見直したような形のものをつくるという形になろうかと存じます。ただ、各市町で将来構想、総合開発計画をつくる段階で1年なり2年の歳月を費やしてつくっておられるわけですので、そういうものをもとにしなから、限られた期間で将来構想をつくるといった場合に、まず将来構想の中に、例えば産業人口、それから農業者人口それぞれの就業人口、これの将来像といいますが、将来シミュレーション、こういうものを現実に我々事務をやっている段階で、それを短い期間で作り出すというのは非常に困難なものがございます。そういう多くの面につきまして、コンサルの技術をお借りするという意味で、まず基本的にはコンサルにお願ひしながら、基本的な部分はこちらの方で構想というものをつくり上げて、素案をまずまとめてもらうということでコンサル、それで先ほどお話ししましたように、将来構想の検討委員、こういうもののご意見をお伺ひしたもので、そういうものにつきまして、それから例えば各首長さん方のお考え、どういふお考えを持っておられるか、そういうものをいろいろ吸収したものをその業者に短期間でつくり上げるものですから、業者のノウハウをいただきながら、まず組み立ててもらふということで業者にお願ひしたいということでやっておられるわけございまして、中身についての審議につきましては、あくまでも我々事務サイドでもやっておりますし、当然母体の企画担当の部課のところでも審議もいただきます。そして、最終的には任意協議会にこの場で持ち込みまして、それで中身をご検討いただくという形になってございまして、どうしても限られた時間にもものを完成させるという意味でコンサルの力を借りざるを得ないのかということで今回こうしてお願ひしているところでございまして、決して職員が手を抜くという意味でお願ひしていくということではなくて、職員は職員なりにいろんな資料を集めて、財政シミュレーションも同じでございまして、もう既に分科会、専門分科会とか、そういうものをやる前に既にお集まりをいただいて、もう何回も会議を持っていただいているようなそういう構想の資料集めから、素案づくりから、そういうものを手がけているところでございまして、ただ、それを一つのものに完全にまとめ上げる段階では、コンサルをお願ひして組み立てたいということでお願ひしているところでございまして。

抽象的な回答であります、どうぞご理解いただきたいと存じます。

- 佐藤忠信 前設置準備会会長 八木橋委員、一番わかりやすい理由というのですね、新市将来構想策定のための基礎資料をつくっていただくと、そのためのコンサル、そのように理解していただいた方がむしろわかりやすいのではないかと思います。つまり、プロですので、1市3町の状況を把握した上で基礎資料をそろえて、それをこの任意協議会に持ってきて新市将来構想が片や検討委員会からたたき台が出、片やコンサルから基礎

資料が出、任意協議会で収れんするような状況になっていくということのための基礎資料となっていく。確かに委員おっしゃるようになじまない雰囲気というのがありますね、状況もわからないのにつくれるはずがないのではないかという。しかし、そういうことでの理解ではなくて、むしろ基礎資料をつくっていただくと理解した方がわかりやすいのではないかと。合併のための準備会でもちょっと話題になりました。経験がないから、何だこれ、よその人に頼んで、自分のこれからの資料をどうやってつくったらいいのだということをおかしいのではないかという、そういう論議もありましたけれども、基礎資料としてつくっていただけるということの方がわかりやすかったと思います。

以上です。

○小畑 元議長 ほかにご意見、ご質問ございませんか。

「なし」の声

○小畑 元議長 いろんなご意見が出てまいりましたけれども、できるだけ委員会審議の中で明確になるように、また説明をお願いしたいと思います。一応そのご意見を踏まえた形で協議案第5号 任意合併協議会予算案につきまして、それでは原案のとおり承認することとしてご異議ございませんか。

「異議なし」の声

○小畑 元議長 異議なしということで、協議案第5号につきまして原案のとおり承認することに決したいと存じます。

次に、協議案の第6号 任意合併協議会開催日程案を議題といたします。

協議案について事務局から説明をお願いします。

○事務局 ご説明申し上げたいと思います。

16ページをごらんいただきたいと存じます。協議案第6号 大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会開催日程案でございます。開催日程につきましては5回を予定してございます。本日15年7月14日設立になりまして、このとおり会議を持っていただいているわけですが、第2回目は平成15年8月の下旬を予定してございます。日程につきましては調整させていただいて、後ほどご連絡を申し上げることになると思いますが、この時点では、先ほど申し上げましたように新市将来構想の進展の状況、これにつきましてお諮りを申し上げたいと考えておるところでございます。

それから、第3回目につきましては平成15年9月の下旬を予定してございます。9月定例会の終了後になるのではないかなというふうに想定してございますが、ここにおきましては、かなりまとまった状態の新市将来構想をお示しできるのではないかという気持ちでございます。各団体で住民の説明会を予定しておるわけでございますが、それに向けた資料等の中身についてご説明というか、ご提示を申し上げたいと考えているところでございます。それから、そのほかの事業の進展の状況、それについてもご報告を申し上げたいと考えているところでございます。

それから、第4回目、15年の10月の中旬になりますが、この時点では実際に法定協に

移るか移らないかという問題になってきます。というのは、この時点で12月補正予算を大体各団体さんとも組む時点になってきてございますので、その辺のところ法定協に移るとすれば移る予算案というものもお示しをしていかなければならないのではないかと考えておるところでございます。

それから、第5回目、15年の11月下旬ということになりますが、これにつきましては法定協議会の設立に向けた議会の対応、議会の決議を求める資料、そういうものについて最終的な任意協のまとめをしていただくという予定であります。

以上、5回を予定して日程を組んだところでございますので、よろしくご協議を賜りますようお願い申し上げます。

それから、合併までのスケジュールを次のページにつけておりますが、これもちょっとご説明を申し上げたいと存じます。現在までに準備会が4回開かれておりまして、4月21日には大館市役所で開かれておりまして、5月の26日には比内町役場で準備会を開いております。3回目の準備会は6月25日に田代町役場で開かれてございます。そして、7月、この任意協に向けた最後の準備会につきましては、7月の7日に小坂鉦山事務所で準備会を開かせていただいたところでございます。

そして、任意協議会の日程につきましては、先ほどご説明を申し上げましたが、本日7月14日設立を含めまして、8月に2回目、9月の議会後に3回目、10月の中旬に4回目、次5回目は11月の下旬ということで、12月の法定協議会設置の議決をいただくというスケジュールを予定してございます。そして、法定協議会につきましては1月に設立をしまして、最終的には16年の9月に合併についての調印を行って、そして議会で最終的な合併に関する議決をいただかないと3月の新市誕生までには間に合わないのではないかとというような案を持ってございます。

以上、ご説明を終わらせていただきます。

○小畑 元議長 それでは、協議案第6号につきましてご質問あるいはご意見等ございましたら発言お願いいたします。

はい、どうぞ。

○菅原金雄委員 これ意見ですが、13時半から16時までのかたい会議の時間と幾らかやわらかい会議の時間をどこかに設けてほしいなと思うのですが。会議やって上っ面ばかりでなく、下っ腹にも少し合わせる機会を設けていただければ、なお会議がスムーズでないのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○事務局 事務局の方で検討させていただきたいと思っておりますので、後ほどスケジュール等の調整を図りながらお願いしたいと考えております。後ほどご相談を申し上げたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○八木橋雅孝委員 スケジュールについてですけれども、平成16年の9月に調印というふうになって、16年度の3月に新市誕生という、いわゆる国が示した日程に合わせたようなスケジュールになっているわけですが、私自身も先ほど来、話もしておりますが、かなり急ぎ足の組み方になってしまうというふうなことについて少し懸念を持っているのですが、実際問題として、議会の議決を平成17年3月、16年度末までに議会の議決があれば実際に新市が誕生しなくてもさまざまな財政措置については認めるというふうなことだったと思うのですが、どうしても16年度3月に新市誕生までいってしまわなければならない

という理由は特にあるのかどうかということをお尋ねしたいなと思います。

○事務局 お答え申し上げたいと存じます。

3月までに合併の意思表示をすればいいという話も今出ているところですが、最終的な決定になったということはまだ私どもに届いてございません。それで、現時点では国が進めておる合併の手續等において実施するとすればこのような案になるのかなということでお示しをさせていただいておるところでございます。ご理解をいただきたいと存じます。

○小畑 元議長 ほかにご意見、ご質問ございませんか。

はい、どうぞ。

○菅原金雄委員 二千数百項目に及ぶ法令事項というか、資料集めを行うというふうな手順になっていると聞いておるのですが、それはこの段階までで案を事務局側というか、事務方の作業としては完成できるという運びになるのですか。

○事務局 お答え申し上げます。

現在どういうふうな事業があるかというのを1市3町分を洗い出し作業を進めてございます。それで、それが終わり次第、今度はそのすり合わせということになると思いますが、私どもは8月に入ってからになるのではないかとちょっと考えてございます。8月に入ってから、専門部会、分科会をつくりながら、そこで一つ一つの事業につきまして母体で検討をし、そして1市3町集まってその事業をどこに合わせていくのかと、そういう問題について話し合っていきたいと思っておりますし、ここのスケジュールの欄では3段目になってございますが、一応平成16年の8月までにはその作業を終えたいという目標で進んでいきたいというふうに考えてございます。大体事務事業1,500から2,000ぐらいのものがあるのではないかとと言われておりますが、最終的に合併の調印項目というのは現在のところ60から100ぐらいではないかとされているところでございます。

○菅原金雄委員 最終的なものの前に、我々の段階で判断できる、あるいは住民に示すための判断材料としてのその作業というのが私は16年の8月でなくて、15年の10月ぐらいをめどに大体の大ざっぱなもので結構ですが、すり合わせ作業行わないと一足遅くなるのではないかなと思うのですが、そこら辺のところですか。メリット、デメリット、いろいろなものを出していただかないと、特にうちの方の町長は住民投票までというふうなことを、あるいは小坂さんもさっき申し上げておられましたので、そこら辺のところの作業を8割方あるいは9割方のめどがつかないと一足遅くなってしまわないかと思うのですが、そこら辺伺います。

○事務局 事務事業の実際の作業の流れから申し上げますと、先ほど申し上げましたように今年の9月ごろまでに一応どういう事業があるのか、どういう事務があるのかというのを洗い出して一覧表をつくるのが大体9月ごろになるというふうな予定であります。急いでやってそのぐらいではないかと考えているところであります。それから、それらを調整していくという作業になりますので、実際問題それからの作業ということになると結構な日数がかかるのではないかと。そういうことで、ただその中で、例えば税の問題はどうするのかとか、主立ったものを抽出しながら、それを先にすり合わせをするというような方法もないわけではないと考えております。その辺につきましては.....

○菅原金雄委員 角度を変えて聞くわけですが、この予定表では15年の10月に会議の4回目

となっていますし、その下に住民説明とあるわけですが、このところが私は一番大事だと思うのです。ここでつまずくと大変不都合になるのではないかと思うのですが、住民説明をするためのそろえておくべくメニューというのですか、レシピというのですか、そういうふうなものをどういうふうな形で説明できるように表現するのか、ここですよ、問題は。そのことをどういうふうな事務方側では考えておられるのかなと、こういうことです。住民説明のための納得していただくための資料をどういうふうな形ですか、ここです。議長の説明をお願いします。

- 小畑 元議長 議長が発言してよろしいのでしょうか。
- 菅原金雄委員 会長ということで。
- 小畑 元議長 会長ということであれば、議長の席を一たん離れて……
- 菅原金雄委員 会長、議長がじっくり見ておられるので、事務方やりにくいかと思うのです。
- 小畑 元議長 私も何回か何か言いたくてここまで出かかってさっきからいるのですけれども、結局、事務方の方で言えることは今程度のことしか言えないと思うのですけれども、私の方から申し上げたいのは実際に住民の説明に入る場合に、最終的にこの数値に決まるという形で住民の皆さんに説明するのか、それとも幾つかの選択肢があって、合併した場合には幾つかの、もちろん話し合いが続きますけれども、この中の範囲内で決まると言いますと言って説明するのかといえば、私は後者の方が正しいやり方だと思うのです。なぜかといえば、この案で合併しますと、短期間のうちに果たして決め得るのかどうか、大概議会があれば、あれもこれもあって非常に時間もかかると思うのです。ですから、この選択肢のこの範囲内の中でこれから詰めていきますと、それを議論することも合併の過程でありますというふうに答える事が私は正しいというか、素直なやり方ではないかと思うのです。委員おっしゃるとおり、このときまでに決まらなければ合併判断できないのではないかというご意見もありますけれども、実際に今までもいろんな、例えば大館市でもそうでしたけれども、介護保険料を決めたり、料金決めたりいろんな議会の方も何回も何回も議論しながらもんでいって決めていっているわけありますので、そういう意味ではある幅を設けて、しかもこういうことについてこれから話し合いをしていきます、詰めていきますということを住民の皆さんにお示しすることによって、新しい市の計画というか、新しい市をつくる、その過程の中にそれこそ一人一人ご参画いただけるような、そういうプロセスを踏んでいくべきではないかなと思います。ですから、もっと幅を設けた説明になるのではないかということをご理解いただきたいと思えます。

何か議長と司会とみんな兼ねてあれですけれども、できれば事務局の方に質問してください。

- 八木橋雅孝委員 協議会の日程に絡んでの話ですけれども、5回の日程というふうなことで、私は非常に驚いているわけですが、結局、当局なり、あるいは新市構想の検討委員会の委員の方あるいはコンサルが出してきたものをただ単にここで追認するような協議会であっていいのかどうかというふうな問題なのです。さきの協議会の日程の説明を聞きますと、新市構想の原案、2回目ですね。3回目はかなり詰まった、固まった、まとまったものをというふうな話もありましたし、4回目になってもう法定協議会に移行するか

どうかというふうなことの議論になっていくということではありますが、結果だけあるいは結論だけを求めるような当局の焦りはわかりますけれども、時間がないというふうな意味合いからわかりますけれども、やっぱり我々なんかもちろそうです。市民、町民から選ばれて、有権者から選ばれて出てきているわけですから、そういった意味におきまして、私はじっくり市民の皆さん、町民の皆さんに納得していただいて合併に賛同していただける、そういう前提でこの協議会がなければならぬと私は思っているのです。そういった意味において、例えば先ほど会長の方からちょっと話が出ましたけれども、介護保険料の問題が出ましたけれども、そういう負担の問題とか、サービスが低下するのではないかと、負担が増えるのではないかとというふうな、やっぱりその辺が大分、町民、圏域の対象の住民の皆さんは不安を持っていると思っております。そういったことに関する基本的なことをこの場である程度決めないで会議だけが進んで、回数だけが重なって、結局市民にとって、町民にとってどういう新しい市なのかということが最終的にはわからないままに住民投票なりが行われ、そして反対が多かったというふうなことではやっぱりまずいし、私は基本原則としては……私個人の意見になってしまいますが、やっぱり現状のサービスの低下は避けるべきだと、この四つの市、町の中で最もサービスの高いところにやっぱり照準を合わせるべきだろうと、あるいは住民負担については最も低いところに合わせるべきだと、これを前提にしてやはりやっていかなければならぬ、現実に非常に厳しいけれども、そのために原資をどこに求めるかといった場合には、相当、各自治体が職員の思い切った削減を含めてやっていかなければならぬ、そういうような具体的な議論をやっぱりこの場でして、ある程度の骨子のようなところまである程度この会で示していかないと、コンサルに委託するにしても、あるいは事務方の皆さんがこれからまとめ上げるにしても、結局ワンサイドな形の発想からのものしか出てこないのではないかなということ懸念するわけですが、今は任意ですが、任意協議会の性格づけの問題にも入ってしまうような形になりますけれども、この協議会での発言といったものが最大限保障されなければ、やっぱり何のための協議会なのか非常に疑問になるわけですが、そういった点はどう事務局はお考えなのかお尋ねしたいなと思っております。

- 事務局 先ほど八木橋委員さんもおっしゃっているように、時間がないというのは言いわけにはならないわけでございますし、私どもが今スケジュールとして上げているのは国が示している3月までというものを、しりをとらえた上でのスケジュールでございます。そうした中で実際やっていくものには、実際に法定ですね、法律上のきちとした協議会を設置して、そういうものをきちとした議論、最終的に合併する、しないというものにつながる議論でやっていく方がいいのか、それとも任意協を長くしてやっていく方がいいのかというのがさまざまな、その団体によって違いますし、任意協議会を長くしているところもあれば、任意協議会を2カ月ぐらいにして法定を何年もかけてやっているところもございます。そういう議論の内容というのはどちらも同じものだと思いますが、ただ最終のしりをとらえた場合に、法定協議会もこのぐらいの期間を置かなければいけないのではないかとということもとらえ方の中から任意協については今の期間ということで設置させていただいたわけございまして、議論を少なくするとか、そういうもので行っていないことを理解いただきたいと存じます。

○小畑 元議長 スケジュールに対してほかにご意見、ご質問ございませんか。

はい、どうぞ。

○佐藤賢一郎委員 ちょっと具体的な流れの検討について少しはっきりわからないのですが、各市町村で合併を決議してから新市の誕生まで半年というふうにこの中でスケジュール立てられていますけれども、これは3カ月ではだめでしょうか、その辺はいかがでしょうか。

○事務局 合併の形態にもよるところがあると思うのですが、新市と、それから編入とかという部分もあると思うのですが、私どもがまず合併を決議して、それを県に提出すると。県では、ある程度審査をいただいた中で、よしとすれば正式なものをまず出して、それで県議会の議決をいただくという形で、県議会の議決をいただいた後に国に提出して、国で認めていただいて、それを公報で告示されるという流れになるかと思いますが、私どもは今従前の流れの中で、まず6カ月必要ではないかということで作らせていただきましたが、国の方でも手続の方をかなり短縮なさってきておりますので、そういう面ではもう少し短縮は可能ではないかということがございます。ただ、今私どもこれを事務サイドとして作らせていただいたのは、あくまでも定例会をにらんで議決をいただくという形をとってございます。それで、臨時会を開いていただきながら議決していただくということであれば、もう少し時間は短縮できるのではないかとこのように考えてございます。この辺につきましても県の方からいろいろご指導いただきながらいろいろ検討してまいりたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

○佐藤照雄委員 今の話題で、逆に新市誕生をもうちょっと早めて新市の立ち上げに時間がかかるので、かえって新市の誕生を1カ月とか2カ月ぐらい早めた方がいいと、そういうふうに行っているところもあるようですけれども、そういうことについても何か議論したものでしょうか、どうでしょう。

○事務局 お答え申し上げます。

確かに大船渡市、三陸町みたいにまず先に合併をして、それから事務事業とか、そういうものの整備をされたというところもあると聞いてございます。ただ、私どもこのスケジュールを組ませていただいたのは、あくまでもオーソドックスな形の合併を想定してやらせていただいておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○小畑 元議長 ほかにご意見、ご質問ございませんか。

今さまざまご意見を踏まえた形でもって、それでは協議案の第6号について、日程案でございますけれども、原案のとおり承認することでご異議ございませんか。

「異議なし」の声

○小畑 元議長 異議なしということで、協議案第6号を原案のとおり承認することに決したいと思います。

以上をもちまして協議案件はすべて原案のとおり承認されました。

次に、会議次第6の報告をそれでは行いたいと思います。次第6をごらんいただきたいと思います。報告の第1号でございます。議案は第6号終わったわけでありまして、次第6の報告を行います。報告第1号 規程及び要綱の制定について事務局から報告をお願い

いします。

○事務局 それでは、報告申し上げます。

18ページをごらんいただきたいと存じます。規約に基づきまして、ここに書いてございますように、七つの規程と一つのと綱を設けてございます。内容につきましては、19ページでございますが、これは先ほどから言われております大館市・比内町・田代町・小坂町新市将来構想検討委員会の規程でございます。検討委員につきましては3回のご審議をお願いしようという予定でございます。委員の名簿につきましては、本日すべての委員さんの名前が載ったものを机に用意させていただいてございます。12名、ごらんのとおりの委員でお願いしたいと思っております。

それから、21ページでございますが、21ページは大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会幹事会設置規程でございます。幹事会につきましては22ページにございませう方々に幹事をお願いして事務事業の洗い出し、そういうもののリーダー的な存在、それから任意合併協議会に提出する資料、それから規約、案件につきましてご協議をいただくということで設置準備会の委員8名に加えまして、広域市町村圏組合の事務局長をお願いして9名の委員でお願いしたいと思っております。

続きまして、23ページでございますが、23ページは大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会専門部会の設置規程でございます。内容につきましては、24ページ以降に掲げてございますが、先ほどご説明申し上げましたように14の専門部会を設けて中身を検討することにしてございます。

それから、26ページにつきましては、大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会の分科会設置規程でございます。これにつきましても27ページ以降に内容についてなっておりますが、40の分科会を設けまして、1市3町、それと大館市広域組合の職員を交えて分科会を組織していくことにしてございます。

次は29ページでございますが、29ページにつきましては大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会事務局規程でございます。ここに事務局は何を行っていくのかというものを規定してございまして、31ページには実際に事務局で担当する業務につきましては総務担当、計画担当、それから総務財政部門調整担当、それから教育民生部門調整担当、それから産業建設部門調整担当とそれぞれの仕事をもってやっていくことにしてございます。

それから、32ページには会長印、それから事務局長印を設ける等の規定をしてございます。

それから、33ページでございますが、33ページにつきましては大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会財務規程でございます。予算案の支出、決算、そういうものにつきましてここで規定してございます。

予算項目につきましては35ページ、先ほど予算で説明申し上げましたが、歳入歳出それぞれ三つの款を設けて実施していくということにしてございます。

それから、36ページでございますが、36ページは大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会報酬及び費用弁償規程でございます。ここににつきましては、先ほど予算でご審議いただきましたように、報酬は日額5,000円とするという形でうたっております

し、それから費用弁償についてはバス賃に相当する額をお支払いするという規定をして
ございます。

それから、37ページでございますが、37ページは大館市・比内町・田代町・小坂町任
意合併協議会傍聴要綱でございます。これにつきましては、傍聴に関してそれぞれ守ら
なければならないところの問題、そういうものを規定しておるところでございます、
39ページには傍聴に受付簿というものを備えつけてしていただくことにしてござい
ます。

以上、簡単でございますが、規程、要綱についてご報告を申し上げました。よろしく
お願い申し上げます。

○小畑 元議長 ただいまの報告第1号につきましてご意見、ご質問ございませんか。なし
ということによろしいですか。

「なし」の声

○小畑 元議長 特にないようでありますので、それでは報告第1号につきまして、本協議
会において確認されました。

以上をもちまして本日予定しておりましたすべての協議案件、報告事項が終了いたし
ました。

第1回の任意協議会を委員の皆様方のご協力により無事終了することができましたこ
とを心から御礼を申し上げます。委員の皆様には地域の将来のために今後ともよろしく
お願い申し上げたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

午後3時50分 閉 会

大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会会議運営規程第5条第2項の規程に基づき署名する。

平成 年 月 日

会長（議長）

委 員

委 員